



移動交番だより

令和8年9月号

佐倉警察署 043-484-0110

八街幹部交番 043-443-1110



生活道路では減速を！



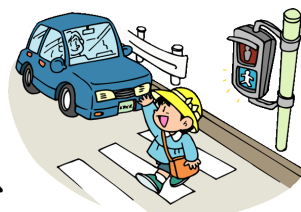
9月1日から法改正

道路交通法施行令が一部改正され、生活道路における自動車の法定速度が、これまで60km/hでしたが、9/1から**30km/h**になります。
生活道路とは、

- ・主に地域住民の日常生活に利用されるような道路のことで、
- ・中央線などがない比較的狭い道路

をいいます。住宅街などの中央線がない道路では、事故防止のため、ゆっくりとした速度で走行してください。

なお、速度標識(40)等で最高速度が指定されている道路は、9/1以降も制限速度に変更はありません。ご注意願います。



秋の全国交通安全運動 9/21~9/30



『秋の日はつるべ落とし』最近はあるという間に暗くなりますね。

夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車から車が見えていても、車からは見えづらくなります。そのような時間帯に外出するときは

歩行者：●明るい色（白っぽい色）の服を着る ●反射材を身に付ける

➡ 周囲に『自分がここにいる』ことを伝えましょう

車 両：●早めのライト点灯 ●交通ルールの遵守

➡ 運転手が『守るべき命』を早期に見つけましょう

暗くなる秋の特性を理解して、毎日を明るく安全にお過ごしください！

令和8年 八街市内 事件事故発生状況

・自転車盗	95件	・人身事故	85件
・オートバイ盗	3件	・死亡者数	2人
・自動車盗	12件		
・侵入盗	55件	【事件：7月末現在】	
・車上ねらい	14件	【事故：6月末現在】	

令和8年 佐倉警察署管内 特殊詐欺発生状況 (7月末現在)

電話de詐欺

被害件数 43件
被害金額 約1億9,200万円



SNS型投資・ロマンス詐欺

被害件数 7件
被害金額 約1億7,400万円



移動交番開設予定はこちら
(佐倉署ホームページ)